

④大都市特例事務にかかる税制上の措置不足

- 大都市では、地方自治法に基づき府県に代わって行っている事務のほか、道路法に基づく国・府道管理事務なども行っています。
- しかし、これらに要する一般財源のうち、税制上の措置がなされているのは、大阪市では約2割にすぎません。

大都市の事務配分の特例

◆地方自治法252条の19の規定に基づくもの(19項目)

- ・児童福祉
- ・民生委員
- ・身体障害者福祉
- ・生活保護
- ・行旅病人・死亡人
- ・社会福祉事業
- ・知的障害者福祉
- ・母子家庭及び寡婦福祉
- ・老人福祉
- ・母子保健
- ・障害者自立支援
- ・食品衛生
- ・興行場、旅館及び公衆浴場営業規制
- ・墓地、埋葬等規制
- ・精神保健及び精神障害者福祉
- ・結核予防
- ・都市計画
- ・土地区画整理事業
- ・屋外広告物規制

◆その他の法令に基づくもの

- ・国、府県道の管理
- ・衛生研究所
- ・道府県費負担教職員の任免、研修 等
- ・定時制高校人件費
- ・土木出張所

